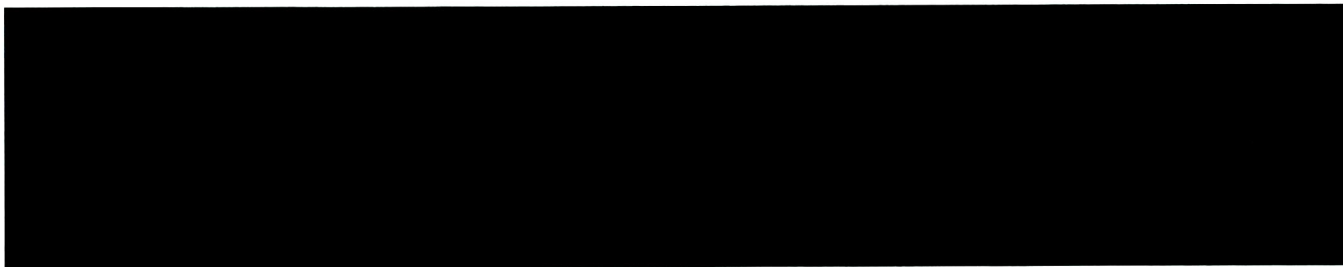




デジタル化後の書記官事務の検討と書記官事務の整理の考え方



デジタル化後の書記官事務の検討と書記官事務の整理の考え方について

現在各庁で行われているデジタル化後の書記官事務の検討は、裁判手続のデジタル化後、より適正迅速な裁判の実現のために、書記官がどのような役割を果たしていくのかを考えていく営みであり、これには書記官事務の整理の考え方に基づいた検討が必要となります。

書記官事務の整理の考え方は、個々の事件処理の場面において、事務の法的根拠を確認し、その目的を見定めた上、書記官がどのような事務をどのように遂行することが、適正迅速な裁判に資する状況に応じた最適な事務処理となるのか、という検討を続けていくことによって、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目指すものです。その考え方は、現状を振り返って課題を分析する視点となるとともに、デジタル化後の書記官事務の検討、すなわち将来の事務の姿を検討する視点にもなるものです。

また、デジタル化後の書記官事務の検討は、事務の改善の視点をもって、デジタルツールやシステムを活用し、既存の内容や方法に縛

られない事務処理を柔軟に考えていく必要があります。単にシステムを利用して既存の事務を置き換えるという発想で臨むものではありません。そして、このようなデジタル化後の書記官事務の検討を活性化して実効的なものとするためには、裁判官と書記官の間で、その目指すべき審理運営を実現するために必要な書記官事務という観点から、率直な意見交換が活発にされることが重要です。そのような意見交換の結果等を踏まえて、首席書記官が一般執務の指導監督の方針を策定し、これを庁全体で共有していく必要があります。そして、庁全体で共有された一般執務の指導監督方針を踏まえることで、各部における裁判官と書記官の間の意見交換は、より率直で忌憚のないものとなり、具体的な実践に結び付けやすくなるのではないかと考えられます。



